

令和2年第6回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和2年6月23日(火)

西予市教育保健センター4階 第二研修室

II 定数

5人

III 出席者

教育長	松川 伸二	委 員	平岡 長治
委 員	古谷 和彦	委 員	酒井 郁子
委 員	梅川 俊一		

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	宇都宮 裕	教育総務課長	垣内 俊樹
学校教育課長	滝澤 洋	生涯学習課長	竹内 克之
スポーツ・文化課長	谷口 佳代	明浜教育課長	佐々木邦仁
野村教育課長	土居 文人	城川教育課長	久保田 修
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	山崎 徳博
教育総務課主任	稻口 智博		

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後3時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 令和2年第5回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

なお、前回の教育委員会定例会において協議した、市内すべての小中学校で夏季休業を短縮し、中学3年生は1日6時間、それ以外の学年は1日4時間の授業を13日間行うことについて、校長へ提示し、校長会で協議し決定することとしていた。校長会で協議した結果、学校運営の関係により、中学生は全学年で1日6時間の授業を行うこととなった。この件について、私の方から各教育委員に電話等で説明し、ご承認をいただいたことを感謝する旨述べる。

平岡委員 この件は、各校長の意見を取り入れ、教育長により判断していただいたので、非常に望ましいことである旨述べる。

教育長 修正した令和2年第5回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 修正した第5回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、市内小中学校において臨時休業措置を講じていたが、5月25日から完全再開している。間もなく1か月が経過するが、学校現場において、感染症拡大防止の対策を可能な限り行った上で、順調に学校運営がなされている。6月22日からは、部活動についても三密回避等に取り組みながら、ほぼ通常どおりの再開をした。

小中学校におけるプールを利用しての水泳授業については、校長会等において協議し、取り組むこととした。6月22日から小中学校、幼稚園も含めて、プールを活用しての水泳の授業を開始している。

なお、例年行っている、夏季休業期間中の小学校のプール開放については、PTAや保護者の方々による監視下での開放となり、三密回避等の感染症拡大防止の対策を一律に取り組むことが難しいため、今年度については、開放はしないこととした。

その他、夏季休業後、2学期が8月24日から始まるとなるが、2学期には、春に実施できなかった修学旅行や運動会等を含めた学校行事に取り組まなければならない。その中で、これまで慣例化していた学校行事については、精選しながら適切な学校運営を図っていきたいと考えている。

次に、令和2年第2回西予市議会定例会が6月8日から6月26日までを会期として、現在開催されている。その内容については、次回の教育委員会定例会にて報告予定である。

現在、学校訪問を行っており、各教育委員にはご苦労をおかけする

が、ご指導のほどお願いしたい旨述べる。

7月行事予定について報告を求める。

教育総務課長 7月行事予定について報告する。併せて令和2年第7回教育委員会定例会の日程について、7月28日（火）午後3時から開催する旨提案する。

全委員 特になし。

教育長 令和2年第7回教育委員会定例会を7月28日（火）午後3時から開催する旨宣する。

4 案件

○議案第15号 西予市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 今回の改正は、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策で、市内小中学校においての臨時休業措置により生じた学習の遅れを取り戻すため、特例として、令和2年度の夏季休業日を短縮し8月1日から8月23日までとするため、本規則の一部を改正するものである旨説明する。

教育長 原案について意見を求める。

梅川委員 今回の夏季休業日の短縮について、令和2年度における特例として、規則の附則として規定されることとなっている。今後、発生が予測される南海トラフ地震や、平成30年の西日本豪雨のような自然災害が発生した場合には、授業日数の確保の難しい事態が想定されると思う。そのことからも、自然災害や、今回のような感染症の拡大に伴うといった内容で予め規則の中で規定しておいた方が良いのではないかと思う旨述べる。

教育長 暫時休憩する旨宣する。（休憩 午後3時30分）

教育長 再開を宣する。（再開 午後3時34分）

教育総務課長補佐 今回の規則の一部改正は、同規則内で規定されている通常の夏季休業日の期間を市内小中学校一斉に短縮し、令和2年度の夏季休業日を具体的にこの期間とするということの改正としている。

例えば、一昨年の平成30年7月豪雨災害の時には、野村町で甚大な被害が発生し、野村小学校においては、2週間以上にわたって臨時休業とした。その措置については、学校独自の事情があるために、学校長が教育委員会に申請をし、学校長の判断によりその期間を休業とする措置をとった。また、予測されている南海トラフ巨大地震のような場合には、市内全域において被害を受けることが想定される。

今回のように市内一斉に長期休業期間の短縮等の措置を講ずる必

要がある場合には、規則改正での取り扱いとし、各学校個別の事情の場合には、校長の判断で教育委員会に申請をし、休業等の措置をとする対応により学校運営を行っていく旨述べる。

- 教育長 原案について賛成の委員の挙手を求める。
- 全委員 全員挙手する。
- 教育長 挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第 16 号 西予市教育振興基本計画について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長補佐 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、西予市教育振興基本計画を策定している。基本理念の計画期間は、10 年を見据えたものとしており、実行計画は 5 年を目途に見直すこととなっている。今回見直しとなる内容については、事前協議において各教育委員よりご意見をいただいているが、本日の教育委員会定例会において議案として上程し、議決を求める旨説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 全委員 特になし
- 教育長 原案について賛成の委員の挙手を求める。
- 全委員 全員挙手する。
- 教育長 挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。

5 協議・報告事項

- 教育長 西予市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱について報告を求める。
- スポーツ・文化課長 平成 31 年 4 月に改正文化財保護法が施行され、市町村が文化財保存活用地域計画を作成し、国が認定することが制度化された。これに伴い西予市では、本年度から文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとなる西予市文化財保存活用地域計画の作成に着手することとなった。
- 計画作成にあたり、文化財の総合的把握、地域計画の作成、地域計画に係る文化財の保存と活用、文化財の防災に関する事項等を審議することを目的に、西予市文化財保存活用地域計画協議会を設置することとした。
- また、同要綱第 3 条にある協議会の構成委員は、考古、歴史地理、民俗、近代化遺産の各専門分野からの学識経験者や、文化財をまちづくりに活用する観光面の位置付けも必要となることから、商工会や観光物産協会からも委員に入っていただく予定である。市の部署からは、経済振興課、まちづくり推進課、ジオパーク推進室の関係職員

が構成委員に入る予定である。

なお、計画作成の進め方としては、本年度からの 3 か年で地域計画を作成し、令和 5 年度に国に申請をすることを予定している旨報告する。

- | | |
|-------|----------------------|
| 教育長 | 報告事項について意見を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 6 その他 | |
| 教育長 | その他の件について意見及び報告を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 事務局 | 特になし。 |
| 7 閉会 | |
| 教育長 | 午後 3 時 43 分閉会を宣する。 |

議事録署名

以上、令和 2 年第 6 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

令和 2 年 7 月 28 日

教育長

松川 伸二

教育委員

古谷 和彦

教育委員

酒井 郁子

教育委員

梅川 俊一